

発達障害者支援法の改正について

発達障害者支援法の改正内容の概要(1)

目的・基本理念(1条、2条の2)

- 【個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように】(新)発達障害の早期発見と発達支援を行い、【支援が切れ目なく行われる】(新)ことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、【障害の有無によって分け隔てられること無く(社会的障壁の除去)】(新)、【相互に人格と個性を尊重(意思決定の支援に配慮)しながら共生する社会の実現に資する。】(新)

定義(2条)

発達障害者とは、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害)がある者であって、発達障害及び【社会的障壁により】(新)日常生活または社会生活に制限を受けるもの

国民・事業主等

- 国民は、【個々の発達障害の特性】(新)等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。(国民の責務 4条)
- 【事業主は、発達障害者の能力を正當に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努める。】(新) (就労の支援 10条)
- 大学及び高等専門学校は、【個々の発達障害者の特性】(新)に応じ、適切な教育上の配慮をする。(教育 8条)

発達障害者支援法の改正内容の概要(2)

国及び地方公共団体

関係条項	改正の概要	国	都道府県	市町村
責務(3条)	【相談体制の整備】(新)を新設	○	○	○
	関係機関間の協力部局の例示に【警察】(新)を追加	○	○	○
児童の発達障害の早期発見等(5条)	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】(新)を追加			○
教育(8条)	本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】(新)に在学する者を追加	○	○	○
	【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】(新)十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】(新)適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】(新)、【いじめの防止等のための対策の推進】(新)を規定	○	○	○
情報の共有の促進(9条の2)	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】(新)を新設	○	○	○
就労の支援(10条)	就労支援の主体として【国】(新)を追加し、内容に【就労定着のための支援】(新)を追加	○	○	
地域での生活支援(11条)	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】(新)を追加			○
権利利益の擁護(12条)	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】(新)を追加	○	○	○
司法手続における配慮(12条の2)	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】(新)を新設	○	○	○
発達障害者の家族等への支援(13条)	家族への支援(家族の監護の支援)の対象に【その他の関係者】(新)を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】(新)【情報の提供】(新)や【家族が互いに支え合うための活動の支援】(新)を追加		○	○
発達障害者支援センター等(14条)	発達障害者支援センターの設置について【当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をする】(新)を追加		○	
発達障害者支援地域協議会(19条の2)	都道府県が置くことができる協議会として【発達障害者支援地域協議会】(新)を新設		○	
国民に対する普及及び啓発(21条)	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】(新)を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】(新)を追加	○	○	○
専門的知識を有する人材の確保等(23条)	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】(新)を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】(新)を追加	○	○	○
調査研究(24条)	考慮事項に【性別、年齢その他の事情】(新)を追加し、調査研究の内容として、【個々の】(新)発達障害の原因の究明等を追加	○		

※(新)は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

発達障害者の支援について

代表的な発達障害

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともある

自閉症

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれる。

(参考) 発達障害に関連して使われることのある用語

- ・強度行動障害: 激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- ・高機能: 知的な遅れを伴わないこと。
- ・自閉症スペクトラム障害(ASD): 広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義。
- ・発達凸凹(でこぼこ): 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、表現するもの。

発達障害者の人数等

I 患者調査

診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数

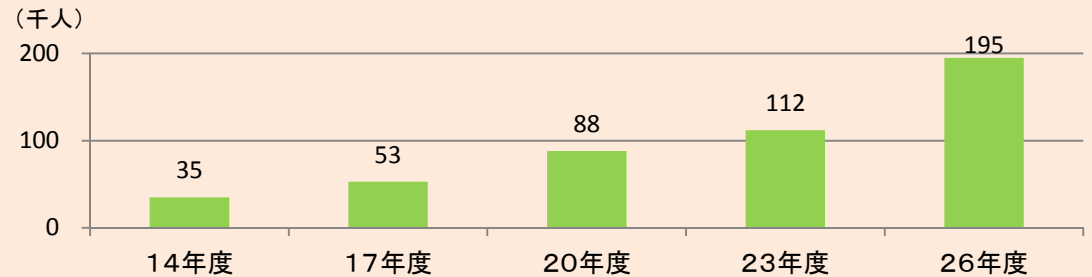
平成14年度:3.5万人

平成17年度:5.3万人

平成20年度:8.8万人

平成23年度:11.2万人

平成26年度:19.5万人



II 障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成27年9月末時点の事業所調査)

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設の発達障害児の利用割合

児童発達支援:46.8%

放課後等デイサービス:53.5%

障害児入所施設:10.9%

(参考) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(平成24年度文部科学省調査)

小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合

平成24年度:6.5%(推定値)

※担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

法制度における発達障害の位置付け

「発達障害」の定義が確立したことにより、障害者に関する法制度に発達障害の位置付けが定着

【H17】

【H28】

発達障害者支援法施行

改正発達障害者支援法成立

障害者基本法

【H23】 発達障害を位置付け

障害者自立支援法
障害者総合支援法

【H22】 発達障害を位置付け

障害者総合支援法

【H26】 障害支援区分認定での対応

児童福祉法

【H22】 発達障害を位置付け

認定調査項目に発達障害の特性に関する項目を追加

障害者虐待防止法

【H23】 発達障害を位置付け

障害者優先調達推進法

【H24】 発達障害を位置付け

障害者雇用促進法

【H25】 発達障害を位置付け

障害者差別解消法

【H25】 発達障害を位置付け

その他

・精神保健福祉手帳
・障害基礎年金
・特別児童扶養手当
の申請用の診断書様式と認定基準において発達障害を位置付け

【H23】 手帳、年金等での位置付け

※時点については原則として法案の成立時

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

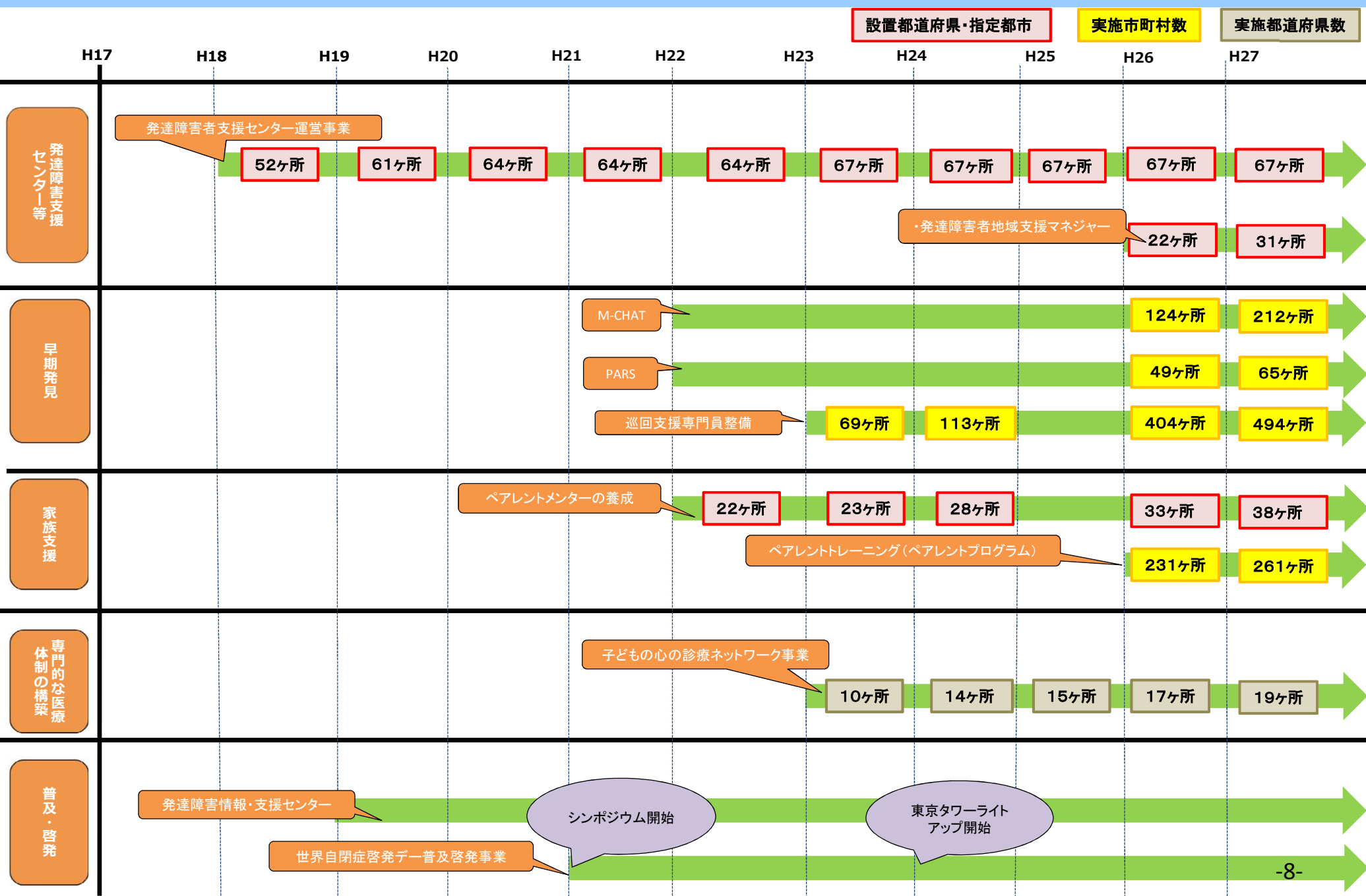
就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等

発達障害者支援施策の進捗状況



発達障害者支援センターの概要

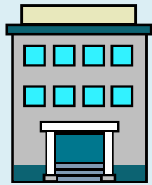
厚生労働省

補助

都道府県・指定都市
障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施

(平成27年4月現在のセンターの設置)
直接実施: 25力所
委託(社会福祉法人等): 53力所
※医療法人, 地方独立行政法人も可

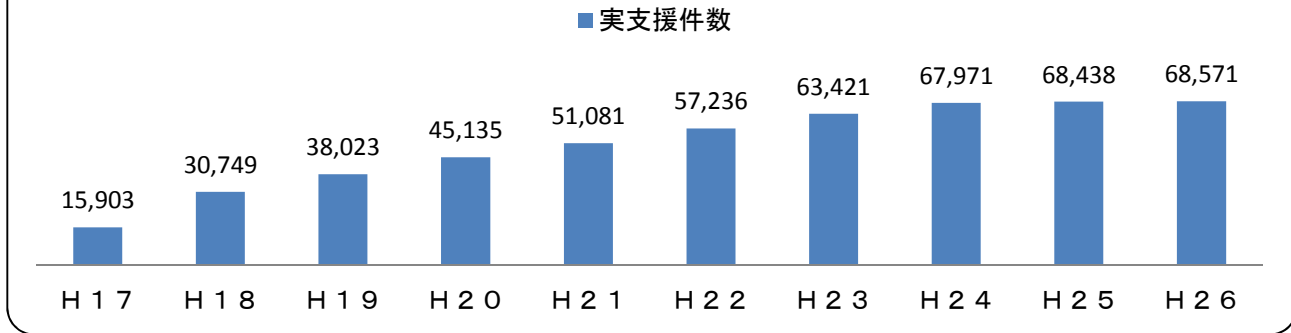
発達障害者支援センター (67都道府県、政令市で設置)



(体制) 職員配置: 4名程度
・管理責任者
・相談支援担当職員
・発達支援担当職員
・就労支援担当職員

都道府県が別途配置する「発達障害者地域支援マネジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移



- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関
障害児(者)地域療育等支援事業実施施設、児童発達支援センター、障害児入所施設、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

連携

- ④調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

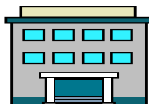
発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

職員配置: 4名程度

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等

発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心: 6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



～都道府県の発達障害者の支援体制整備～（大阪府の取組）

○大阪府では、発達障害児者支援に関連する様々な分野と連携し、年代を包括した体制整備を計画的に推進。その進捗を管理している。

【大阪府の概要】

人口(平成28年5月時点)	
大阪府	883.9万人
内 大阪市	* 270.2万人
内 堺市	* 83.8万人
自治体数	33市9町1村
発達障害者数(平成26年3月時点)	
・全年代の広汎性発達障害者数(人口の1~2%)	推計8.9~17.7万人
・公立小中学校における発達障害の児童生徒数(6.5%)	推計4.5万人
・府立高校の発達障害により配慮を必要とする生徒数	把握実数551人
発達障害者支援センター	
・大阪府発達障害者支援センター アクトおおさか(委託)	職員:常勤5、非常勤2
・大阪市発達障害者支援センター エルムおおさ(委託)	職員:常勤10、非常勤1
・堺市発達障害者支援センター(委託)	職員:常勤6

【大阪府（大阪市、堺市を除く）の体制整備に関する経過】

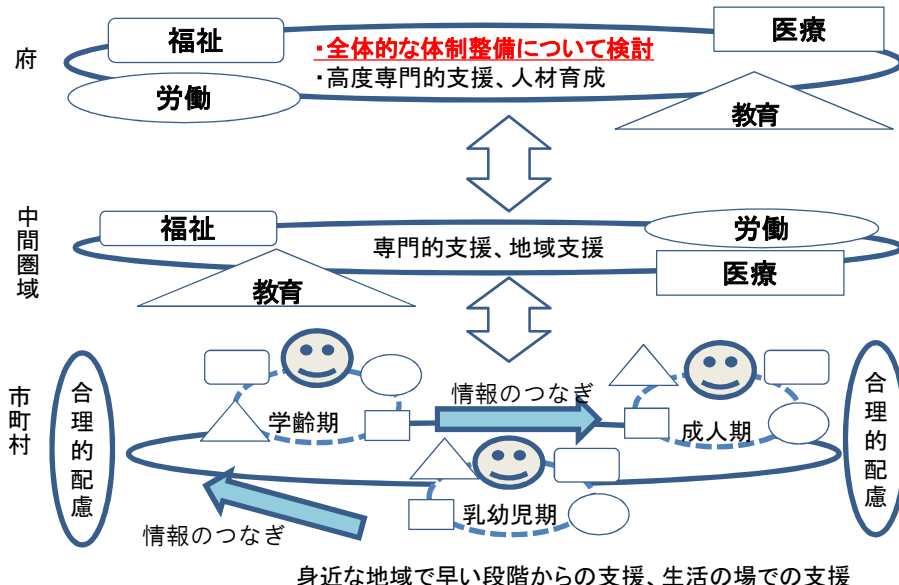
- 平成18年、発達障害者支援体制整備検討委員会を設置
 - ・平成24年3月、「第4次大阪府障がい者計画」
 - 発達障がい児者支援が“支援の谷間”にあることを指摘
- 平成24年12月、障がい者自立支援協議会の部会として、発達障がい児者支援体制整備検討部会を設置
 - ・平成25年3月に「大阪府発達障がい児者支援体制整備検討報告書」
 - 対応の“長期的な方向性”を提示
 - ・平成26年3月に「大阪府発達障がい児者支援プラン」
 - 9つの課題への“具体的施策”、平成25~29年までの“実施スケジュール”を計画
 - ・平成27年9月に「発達障がい児者総合支援事業の進捗状況と評価」
 - 9つの課題ごとに、平成26年度までの進捗状況や成果、今後の展開を確認

【発達障がい児者総合支援事業の具体的取組】 ※平成27年9月時点

- 1 早期発見から早期発達支援へ
 - 市町村乳幼児健診問診票改訂、●乳幼児健診におけるゲイズファインダーのモデル活用、●保健師・保育士・幼稚園教諭研修
- 2 医療機関の確保等
 - 専門医師養成研修の実施
- 3 発達支援体制の充実
 - 府発達障がい児療育拠点の地域支援機能の強化
- 4 学齢期の支援の充実
 - 通常の学級等における発達障がい等支援事業、●通級教室の充実・活用
 - 高校生活支援カードの実施、●高等学校における発達障がい等支援事業
- 5 成人期の支援の充実
 - 発達障がい者気づき支援事業、●発達障がい者支援コーディネーター派遣事業
 - 発達障がい者雇用支援事業、●成長産業企業活用人材育成事業、●雇用・職場定着への支援、●発達障がい者対象の職業訓練
- 6 家族に対する支援
 - ペアレント・トレーニング等の実施、●ペアレント・メンター事業の推進、●福祉と教育の連携による家族支援の推進
- 7 相談支援の充実
 - アクトおおさかにおける専門的な相談支援と相談支援事業所への機関支援等
- 8 支援の引き継ぎのための取り組み
 - 「発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引」の策定
- 9 府民の発達障がいの理解のための取り組み
 - 発達障がい啓発週間の取組、●リーフレット関係

【目指すべき重層的な支援体制（概念図）】

*H26年「大阪府発達障がい児者支援プラン」から引用



発達障害者支援地域協議会（イメージ）

○発達障害者支援地域協議会の構成（都道府県、指定都市に設置）（発達障害者支援法19条の2第1項）

都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

○発達障害者支援地域協議会の機能（発達障害者支援法19条の2第2項）

前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

○発達障害者支援センター

- ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。（直接支援）
- ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進（間接支援）

○発達障害者地域支援マネジャー

- ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
- ※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1) 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- 2) センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 3) 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

連携



研修会等の実施

○家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）

- ・ペアレントトレーニング
- ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
- ・ペアレントメンター 等

○当事者の適応力向上のための人材育成

- ・ソーシャルスキルトレーニング 等

○アセスメントツールの導入促進

- ・M-CHAT、PARS 等



派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1) 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2) 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）



- 3) 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進

- ・人材確保／人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用

